

れいわ ねん (2025年) 4月

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

やすしきょういくいんかい
野洲市教育委員会
きょういくちょう きたわき やすひさ
教育長 北脇 泰久

がっこう よぼう かんせんしょう しゅっせきて いし 学校において予防すべき感染症による出席停止について(お知らせ)

ひごろ がっこうきょういくかつどう りかい きょうりょく
日頃より、学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

がっこう じどうせいとどう しゅうだんせいかつ おく ぱ
学校は、児童生徒等が集団生活を送る場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、
かんせんしょう はっせい ぱあい かんせん かくだい
教育活動にも大きな影響を及ぼしかねません。そのため、感染症拡大防止の観点から、学校において
かんせんしょうかくだい ぱうし かんてん がっこう
予防すべき感染症が指定されています。(学校保健安全法第十九条)

こさま たいちうふりょう うつた いりょうきかん
お子様が体調不良などを訴え、医療機関においてこれらの感染症と診断された場合は、学校長の
かんせんしょう しんдан ぱあい がっこうちょう
判断により欠席ではなく出席停止の取り扱いとなりますので速やかに学校へご連絡いただきますようお
ねが
願いします。

かんせんしょう しゅっせきて いしきかん きじゅん こと
なお、それぞれの感染症により出席停止期間の基準が異なります。医師の指示を受け、出席停止の期間
かなら まも ねが
を必ず守っていただきますようお願いします。

がっこう よぼう かんせんしょう しゅっせきて いしきかん
学校において予防すべき感染症と出席停止期間については裏面の表をご覧ください。

がっこう れんらく ないよう 学校へ連絡していただきたい内容

1. 診断名

れい しんがた かんせんしょう
例:新型コロナウイルス感染症 ・インフルエンザ ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
すいとう ま ふう ひやくにちせき
・水痘(みずぼうそう) ・麻疹(ましん) ・風疹(ふうしん) ・百日咳(ひやくにちせき)
ねつ
・咽頭結膜熱(プール熱)
けっかく すいまくえん きんせん いすいまくえん
・結核(けっかく) ・髄膜炎(すいまくえん) ・菌性髄膜炎(きんせん いすいまくえん)
りゅうこうせいかく まくえん
・流行性角結膜炎(りゅうこうせいかく まくえん)
た かんせんしょう ようれん きんかんせんしょう
・その他の感染症(溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎等)

* た かんせんしょう じょうきょう
その他の感染症は、状況によっては出席停止となる場合があるので、必ずしも出席停止とな
るものではありません。

2. 受診した医療機関名

3. 医師から学校を休むよう指示された期間

がっこう よ ぼ う かんせんしょう しゅっせきて い し き かん
 学校において予防すべき感染症と出席停止期間

| | かんせんしょう しゅるい 感染症の種類 | しゅっせきて い し き かん きじゅん 出席停止の期間の基準 |
|-----|---|---|
| 第一種 | しゅっけつねつ しゅっけつねつ とう エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そ なんべいしゅっけつねつ びょう う、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラ ねつ きゅうせいはいはくずいえん ツサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 じゅうしょうきゅうせいこきゅうきょうこうぐん さーず ちゅうとう 重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東 こきゅうきょうこうぐん まーず とくていとり 呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ | ち ゆ 治癒するまで |
| | しんがた かんせんしょう 新型コロナウイルス感染症 | はっしょう あと か けいか しょうじょうけいかい ご にち 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を けいか 経過するまで |
| | とくていとり およ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び しんがた とうかんせんしょう のぞ 新型インフルエンザ等感染症を除く) | はっしょう あと か けいか げねつ あと か ようじ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児 か けいか にあっては3日)を経過するまで |
| | ひやくにちせき 百日咳 | とくゆう せき しょうしつ また かかん できせい 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な こうきんせいぶっしせいざい ちりょう しゅうりょう 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 第二種 | ま 麻しん | げねつ あと か けいか 解熱した後3日を経過するまで |
| | りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | じかせん がっかせんまた ぜっかせん しゅちょう はつげん あと か 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 けいか せんしんじょうたい りょうこう を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | ふう 風しん | ほつ しょうしつ 発しんが消失するまで |
| | すいどう 水痘(みずぼうそう) | ほつ かひか すべての発しんが痂皮化するまで |
| | いんとうけつまくねつ ねつ 咽頭結膜熱(プール熱) | しゅようじょうじょう しょうたい あと か けいか 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | けっかく すいまくえんきんせいすいまくえん 結核および髄膜炎菌性髄膜炎 | びょうじょう がっこうい た いし かんせん 病状により学校医その他の医師において感染 みと のおそれがないと認めるまで |
| | ちゅうい 【注意】ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種感染症については、病状により学校医その他の いし かんせん みと 医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない | びょうじょう がっこうい た いし かんせん 病状により学校医その他の医師において かんせん おそれがないと認めるまで |
| 第三種 | さいきんせいせきり ちょうかんしゅっけつせいたいちゅうきん コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌 かんせんしょう ちよう 感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角 けつまくえん きゅうせいしゅっけつせいたい 結膜炎、急性出血性結膜炎、 た かんせんしょう その他の感染症 かんせんせい い ちようえん 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症 ようれんきんかんせんしょ 溶連菌感染症など | びょうじょう がっこうい た いし 病状により学校医その他の医師において かんせん おそれがないと認めるまで |